

2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び
第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準

制 定 令和3年12月1日
最近改正 令和4年9月2日

(目的)

第1 この基準は、2025年日本国際博覧会における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第6項及び第7項の規定による許可において、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空地等 来場者が利用する、屋根、上屋等を有しない幅員5メートル以上のエントランス、広場及び通路並びに大屋根（リング）下の通路をいう。
- (2) 管理用通路 物品搬入等に利用する幅員5メートル以上の通路をいう。
- (3) 劇場等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場をいう。
- (4) 展示場等 展示場、遊技場、飲食店及び物品販売業を営む店舗をいう。

(適用範囲)

第3 この基準は、2025年日本国際博覧会の会場内の仮設建築物について適用する。

(許可基準)

第4

1 基本要件

- (1) 建築物の敷地は、空地等又は管理用通路に2メートル以上接すること。
- (2) 劇場等及び展示場等の用途に供する建築物の敷地は、空地等又は管理用通路に2辺以上接し、それぞれに避難できる計画のものとする。なお、少なくとも1辺は空地等に4メートル以上（劇場等の用途に供する建築物の敷地は、5メートル以上）接すること。
- (3) 建蔽率は10分の7以下とし、敷地周囲に空地を設けること。

2 構造耐力

法第20条第1項各号に掲げる建築物は、それぞれ当該各号に定める基準を準用

し、安全性を確かめること。この場合において、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 81 条第 2 項第 1 号に定める基準に準じた構造計算により安全性を確かめる建築物は、法第 77 条の 35 の 5 第 1 項に規定する指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受け、確認済証の交付までに適合判定通知書の交付を受けること。

3 内装制限

劇場等又は展示場等の用途に供する建築物並びに火気使用室の内装制限については、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 劇場等又は展示場等の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートル以上のものに限る。）は、当該各用途に供する居室の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号から第 3 号までにおいて同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号から第 3 号までにおいて同じ。）の仕上げを令第 128 条の 5 第 1 項第 1 号に掲げる仕上げとし、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第 2 号に掲げる仕上げとすること。
- (2) 地階に劇場等又は展示場等の用途に供する居室を設ける場合は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第 128 条の 5 第 1 項第 2 号に掲げる仕上げとすること。
- (3) 火気使用室を設ける場合は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第 128 条の 5 第 1 項第 2 号に掲げる仕上げとし、火気使用室とその他の部分を令第 112 条第 2 項及び同条第 19 項第 2 号で定める準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。なお、火気使用室とその他の部分を区画できない場合は、一体となる部分全ての壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第 128 条の 5 第 1 項第 2 号に掲げる仕上げとすること。
- (4) 前各号の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）及び令第 126 条の 3 に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、前号で定める区画を除き適用しない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号（階段に係る部分を除く。）の規定は、令第 128 条の 6、令第 129 条及び令第 129 条の 2 に基づく各避難安全検証法により避難安全性能を有すると確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、適用しない。

4 劇場等の客席部の定員

劇場等の客席部の定員については、客席部の形態に応じて、次の各号に掲げるところにより算定した数値（小数点以下の端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 個人別に区画された椅子席については、その客席数。
- (2) 客席が連続した長椅子席については、客席幅（単位はセンチメートルとする。）を

40 で除した数値。

(3) 配列形態が特定できない椅子席については、客席部の面積（単位は平方メートルとする。）を 0.45 で除した数値。

(4) 立見席については、それぞれの区画ごとの面積（単位は平方メートルとする。）を 0.2 で除した数値。

5 劇場等の構造

劇場等の構造については、次の各号に掲げるところによること。

(1) 劇場等の用途に供する建築物の避難階における客用に供する屋外への出口のうち主たるものは、空地等又は空地等に通ずる幅員 5 メートル以上の通路に面すること。

また、主たるもの以外のものは、空地等又は管理用通路に通ずる幅員 1.5 メートル以上の通路に面すること。

(2) 客席が椅子席の場合は、原則として固定席とし、椅子の前後間隔（前席椅子の最後部と後席椅子の最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）は、水平投影距離で 35 センチメートル以上とすること。

(3) 段床に客席を設ける場合で前段との高低差が 50 センチメートル以上であるときは、当該客席の前面に高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、当該客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合は、この限りでない。

(4) 屋内の客席部の通路等

ア 通路の配置

(ア) 客席が椅子席の場合は、次に定めるところにより通路を配置すること。

A 客席横列の基準席数（8 席に椅子の前後間隔が 35 センチメートルを超える 1 センチメートルごとに 1 席を加えた席数）以内ごとにその両側に縦通路を設けること。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、片側のみとすることができる。

(A) 横列が 4 席以内であるとき。

(B) 横列が 4 席を超える場合で 4 席に椅子の前後間隔が 35 センチメートルを超える 2 センチメートルごとに 1 席を加えた席数以内としたとき。

B 両側に客席を有する縦通路は、その最前部と最後部とを横通路又は客席部の出入口に連結し、かつ、客席縦列 20 席以内ごとに横通路に連結すること。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(A) 客席部の出入口又は横通路までの縦通路で、その長さが 10 メートル以下のとき。

(B) 客席部の両側に縦通路を設け、かつ、次の表の左欄に掲げる横列客席数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる縦列客席数ごとにそれぞれの縦通路に出入口を 1 以上設けるとき。

横列客席数	縦列客席数
8 席以下	15 席

9 席以上12席以下	10席
13席以上20席以下	6 席
21席以上31席以下	4 席
32席以上	3 席

(イ) 横通路は、その両端が客席部の出入口に直すること。ただし、その長さが10メートル以下の場合又は安全上支障がない場合は、この限りでない。

(ウ) 客席部に出入口を2以上設ける場合は、各客席から各出入口に至る通常の歩行経路のすべてに共通する重複区間の長さを5メートル以下とすること。

イ 通路等の幅員

(ア) 両側に椅子席がある縦通路の幅員は80センチメートル（片側に椅子席がある場合は60センチメートル）以上とし、かつ、当該縦通路において想定される通過人数1人につき0.6センチメートル以上とすること。

(イ) 横通路の幅員は1メートル以上とし、かつ、当該横通路において想定される通過人数1人につき0.6センチメートル以上とすること。

(ウ) 椅子の前後間隔並びに縦通路及び横通路の幅員は、原則として避難方向に向かって狭くしないこと。

(5) 傾斜路等の制限

ア 通路を傾斜路とする場合は、勾配を10分の1（手すり等を設ける場合は、8分の1）以下とすること。

イ 縦通路

(ア) 階段状とする場合は、蹴上げを18センチメートル以下とし、踏面を26センチメートル以上とすること。

(イ) 階段状通路の高低差が3メートルを超える場合は、高低差3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずること。ただし、階段状通路の勾配が5分の1以下の場合は、この限りでない。

ウ 横通路には段差を設けないこと。

(6) 客席部から直接出ることができる出入口の数は、次の表に掲げる数以上とすること。

客席部の定員	出入口の数
300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1000人未満	4
1000人以上	5

(7) 出入口は、客席部内から容易に認識できる位置に配置し、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなくなることがないように互いに十分に離して設置すること。

(8) 出入口の幅は1メートル以上とし、かつ、当該出入口において想定される通過人数1人につき0.8センチメートル以上とすること。また、出入口の戸は、外開きと

し、避難上の障害とならないものとする。

- (9) 客用の廊下は、行き止まりとなる部分の長さを10メートル以下とすること。また、廊下の幅は、1.2メートル以上とし、かつ、当該廊下において想定される通過人数1人につき0.6センチメートル以上で、原則として、避難方向に向かって狭くならないこと。
- (10) 客用の廊下を傾斜路とする場合は、勾配を12分の1（高さ16センチメートル以下の場合は8分の1）以下とすること。また、階段状とする場合は、蹴上げを18センチメートル以下とし、踏面を26センチメートル以上とすること。
- (11) 劇場等又は劇場等の用途に供する部分の出入口の数は、2以上とし、互いに十分に離し、かつ、客席部の出入口から円滑に避難できる位置に配置すること。
- (12) 劇場等又は劇場等の用途に供する部分の出入口の幅は1メートル以上とし、かつ、当該出入口において想定される通過人数1人につき0.8センチメートル以上とすること。また、出入口の戸は、外開きとし、避難上の障害とならないものとする。
- (13) 客用の階段は、客席部からの円滑な避難が確保されるように、客席部の出入口又は客用の廊下等から直接認識できる位置に設置すること。ただし、廊下等の認識しやすい位置に階段の位置を明示する誘導灯が設置されている場合は、この限りでない。
- (14) 客用の階段の幅は、当該階段に流入する人数1人につき1センチメートル以上とし、階段の出入口の幅は、当該階段に流入する人数1人につき0.8センチメートル以上とすること。また、出入口の戸は、避難方向に開くことができるものとする。
- (15) 劇場等の用途に供する部分の階段は、同一の階の他の用途（他の劇場等の用途に供する部分を含む。）の階段と共用しないこと。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該階段までの経路が、他の用途の部分（共用ロビー、共用廊下等は除く。）を経由しないとき。
 - イ 幅員が、当該階段を利用する各用途の部分につき必要となる階段の幅の合計以上とするとき。
- (16) 各階段の避難階における出口の幅は、当該階段の幅の10分の8以上とし、戸は、避難方向に開くことができるものとする。
- (17) 劇場等の用途に供する部分の階段が避難階において建築物内部に面している場合は、階段の出口から建築物の外までの経路は、他の用途の部分（共用ロビー、共用廊下等は除く。）を経由しないこと。

6 展示場等の構造

展示場等の構造については、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 避難階以外の階を展示場等の用途に供する建築物には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けること。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当

該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。

(2) 避難階における屋外への出口は、次に定めるところによらなければならない。

ア 2以上の屋外への出口は、避難上支障がないよう適切に配置すること。

イ 主たる屋外への出口の幅は、1.5メートル以上、その他の出口の幅は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出口の扉は、内開きとしないこと。また、避難上の障害とならないものとする

エ 令第125条第1項の屋外への出口以外の屋外への出口にあつては、空地等又は管理用通路に通ずる幅員が90センチメートル（2以上の屋外への出口が共用する場合にあつては、1.5メートル）以上の通路に面すること。

7 建築設備

便所は水洗便所とし、便所から排出する汚物については、下水道に放流するか、法第31条第2項の規定に基づく屎尿浄化槽により処理すること。

また、便所には、換気のために有効な開口部又は換気設備を設けること。

(第4に定める許可基準によらない許可)

第5 第4に定める許可基準は、他の方法により、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合に許可を行うことを妨げるものではない。

(条件の附加)

第6 この基準による許可には、安全上、防火上又は衛生上必要と認められる条件を附加することができる。

(申請手続)

第7 この基準による許可の申請手続は、「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく許可申請の手続要領」に定めるところによる。

附 則

この基準は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年9月2日から実施する。